第2章　緑の現況と課題

本章では、地域特性や市民意向、社会情勢の変化、上位・関連計画に関する整理結果をもとに、緑に関する課題の抽出を行います。

≪本章の構成≫

2-1 上位・関連計画	2-2 緑の現況
2-3 緑に関する市民意向	2-4 緑を取り巻く 社会情勢の変化

↓

2-5
緑の課題

市の花 スイセン

凛とした気品を感じさせるスイセンは、冬から春にかけて花を咲かせ、春の訪れを告げる草花として、また多年草で育てやすい植物として、古くから親しまれています。

2-1　上位・関連計画

本計画が整合を図るべき上位・関連計画の概要は、次のとおりです。

第２次飯塚市総合計画

2017(H29)年度～2026(R8)年度

● 都市目標像

人が輝き　まちが飛躍する
住みたいまち　住みつづけたいまち
共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか

● 緑に関する基本理念

水と緑豊かな快適で住みよいまち

【緑に関する計画】

● 財政の健全化
健全な財政運営の確立

● 農林業の振興
農地や森林の多面的機能の維持
耕作放棄地対策

● 公園・緑地の整備
安全・安心な公園・緑地の整備
魅力ある水辺空間の整備
花いっぱい運動の推進

● 自然環境の保全
森林の保全
水辺環境の保全
生物多様性の保全

● 快適な生活環境づくり
環境美化活動の推進

● 環境にやさしいまちづくり
環境教育の充実

飯塚市環境基本計画

2012(H24)年度～2021(R3)年度

● 目指すべき将来像

人＋自然＋やさしいまち＝いいづか

【緑に関する取組】

● 森や川の保全
森や川の回復や保全、適正な保護
里地・里山の保全

● 在来種を保全する活動の実践
水質の改善と自然配慮型への再整備

● 地球温暖化防止の取組の実践
緑のカーテン運動の継続と拡充

飯塚市都市計画マスタープラン【改訂版】

2022(R4)年度～2031(R13)年度

● まちづくりの理念

健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図る
コンパクトなまちづくり

【水・緑・歴史のまちづくりの方針】

水・緑・歴史と共生するまちづくり

方針①　公園・緑地の整備・維持・活用
公園の維持・活用とその他公園の再編
公共施設緑地の管理・活用
民間施設緑地の保全・創出

方針②　自然や歴史的環境と調和するまちの形成
自然環境の保全・育成
歴史・文化資源のまちづくりへの活用

方針③　魅力ある景観の保全・形成
自然景観・田園景観の保全・形成
市街地景観の保全・形成

飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画

2017(H29)年度～2025(R7)年度

● 公園施設の総量削減目標

今後 30 年間で利用圏域の人口減少率に合
わせて総量の 20.1％の面積削減を目指す

第２次いいづか健幸都市基本計画

2019(H31)年度～2023(R5)年度

● 健幸都市の将来像

すべての人が健康で いきいきと
笑顔で暮らせるまち

【緑に関する基本事業】

● 歩いて暮らすまちづくり
安全・快適な歩行空間づくり
バリアフリー整備
ウォーキングコースの整備
行きたくなる公園等整備

2-2　緑の現況

2-2-1　飯塚市の概況

(1) 地理的特性

筑豊地域に含まれる本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北東を北九州市を中心とする北九州地域、南西を福岡市を中心とする福岡地域に挟まれる形で立地しています。

政令指定都市である福岡市、北九州市とはそれぞれ 20～30km の距離にあるほか、両市及び筑後地域の中心都市である久留米市とは国道とJRで連絡されており、交通の要衝となっています。

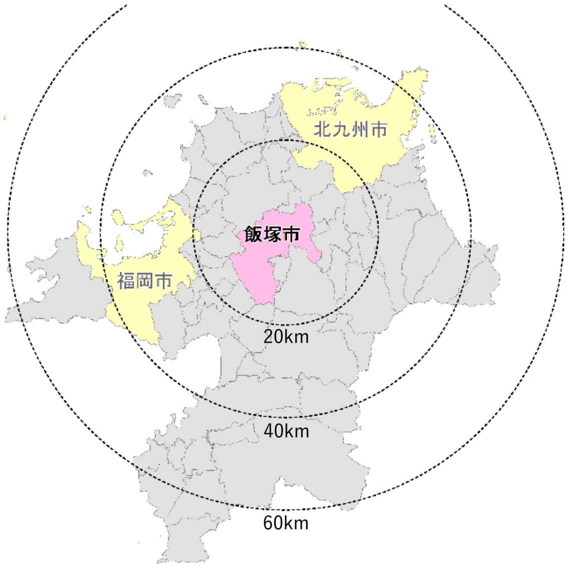

(2) 自然的特性

福岡県嘉麻市に源を発し、福岡県北部の響灘へと注ぐ一級河川遠賀川が市の南北に流れ、同河川に沿って平野が広がっています。

また、東は関の山、西は三郡山地に挟まれ、豊かな自然が残されています。

東・西・南の 3 方を山に囲まれた盆地を形成しているため、気候は夏冬、昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。

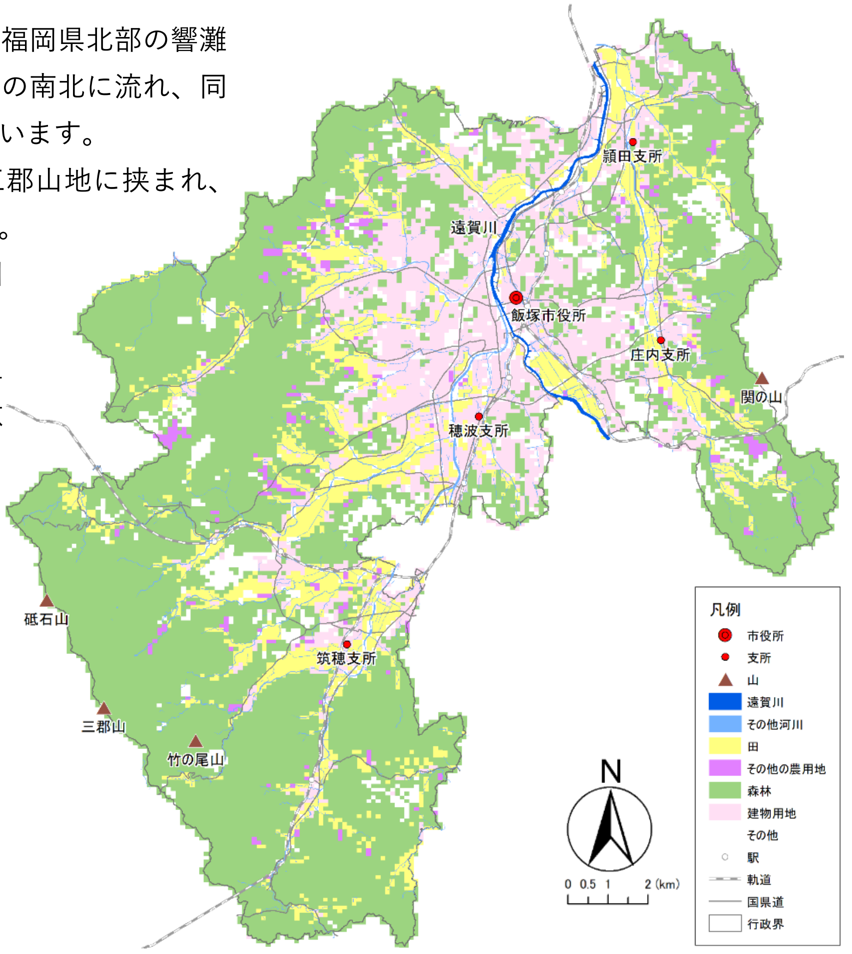

資料：国土数値情報(H28)、福岡県道路地図、数値地図データ

（3）歴史的特性

江戸時代に長崎街道の宿駅として、また内陸交通の要衝として栄えた本市は、明治から昭和にかけて日本一の石炭供給量を誇る筑豊炭田の中心都市として栄え、今日の飯塚市の礎が築かれました。国の登録有形文化財「嘉穂劇場」や国の重要文化財「旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)」などの文化財は、筑豊炭田当時の面影を残しています。

嘉穂劇場

旧伊藤家住宅

（4）人口及び高齢化

1）人口及び高齢化率の推移

国勢調査に基づく本市の人口は、1995(平成 7)年の約 14 万人をピークに減少に転じ、2015(平成 27)年は約 13 万人と 1995(平成 7)年からの 20 年間で 8%の減少を示しています。

高齢化率は、近年継続して上昇しており、2015(平成 27)年の高齢化率は 28.8%と、福岡県平均を上回っています。

≪人口の推移≫

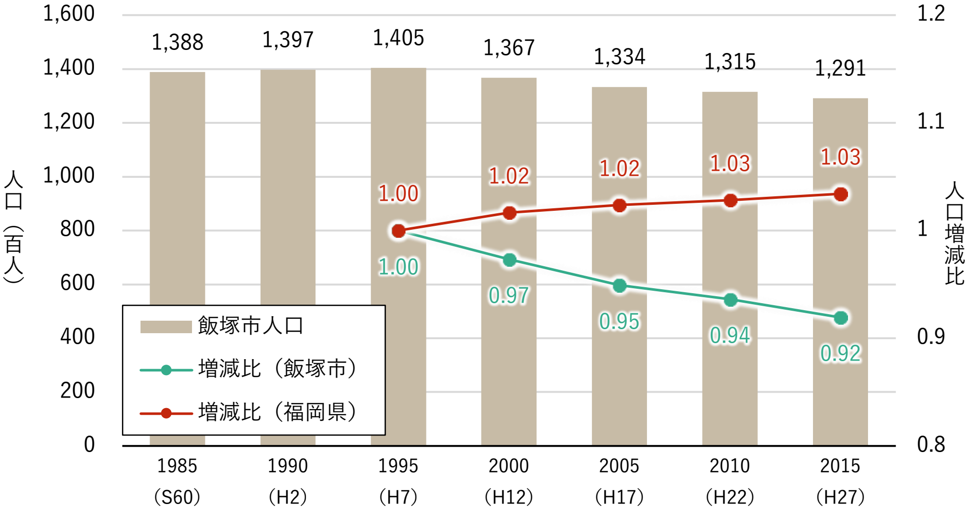

≪高齢化率の推移≫

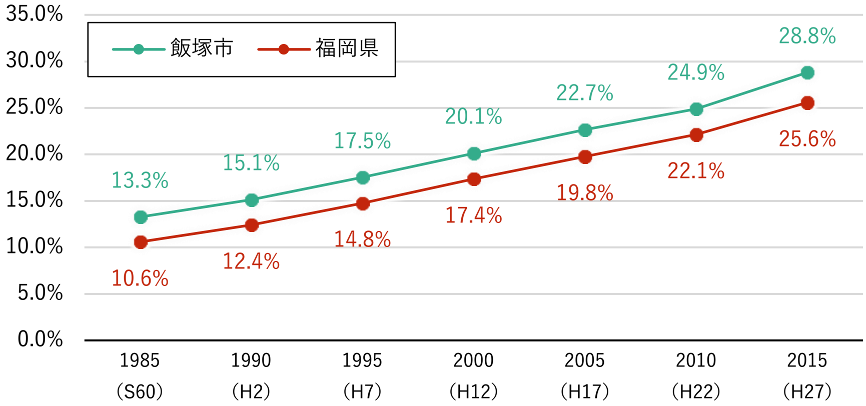

資料：国勢調査

2）将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、総人口は 2030(令和 12)年に約 11.8 万人まで減少すると予測されていますが、本市においては、「第 2 次飯塚市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業等を講じることで、2030(令和 12)年の人口を約 12.0 万人とすることを目指しています。

≪将来推計人口≫

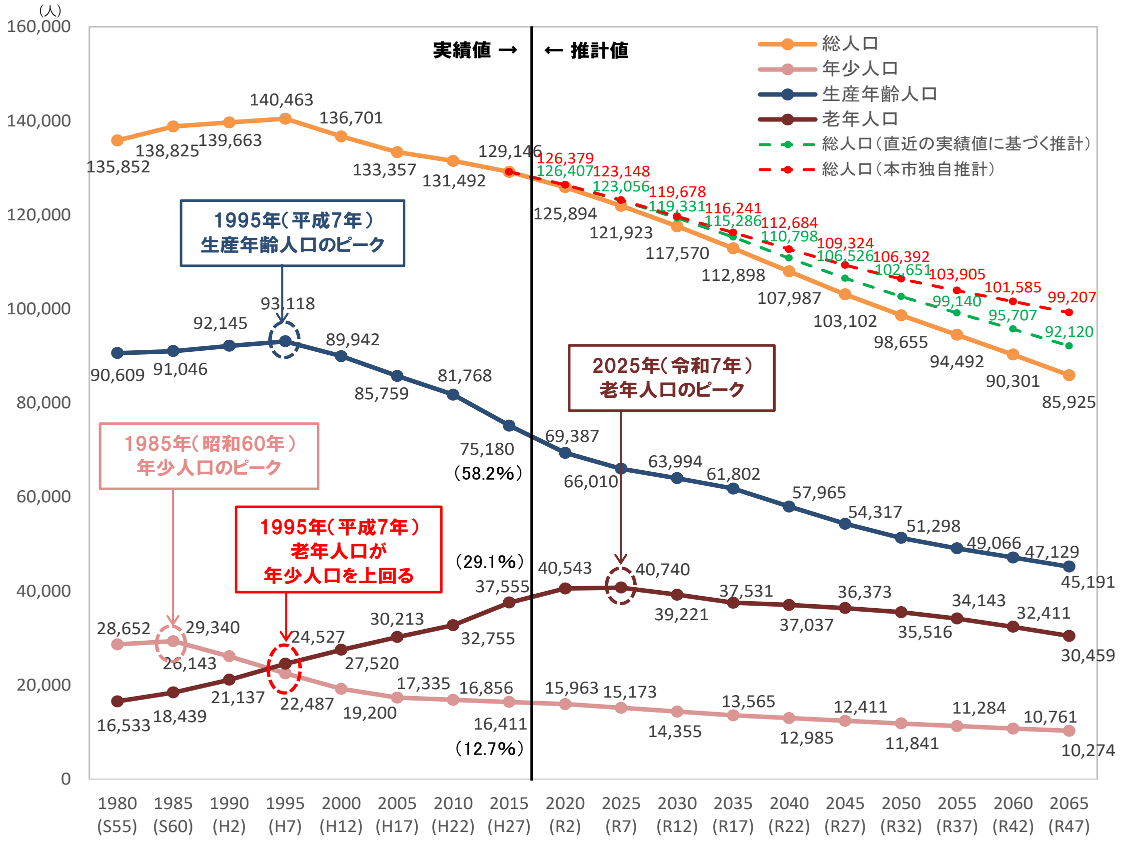

[総人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口]
実績値　各年国勢調査、推計値　国立社会保障・人口問題研究所
[総人口(直近の実績値に基づく推計)、総人口(本市独自推計)]
実績値　国勢調査(H27)、推計値　第 2 次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※年少人口は 15 歳未満、生産年齢人口は 15～64 歳、老年人口は 65 歳以上。
※総人口は年齢不詳を含むため、年齢 3 区分別人口の合計値と一致しない。
※端数処理の都合上、個別値と合計値が一致しない場合がある。

資料：第 2 次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（5）産業構造

本市の就業者数は、減少で推移しており、産業別にみると第 2 次産業から第 3 次産業への就業者数の移行が顕著にみられます。

産業大分類別の就業者数割合をみると、第 2 次産業の減少が顕著となっており、2015(平成27)年では第 1 次産業が約 2%、第 2 次産業が約 23%、第 3 次産業が約 75%という構成比となっています。

≪産業大分類別就業者数≫

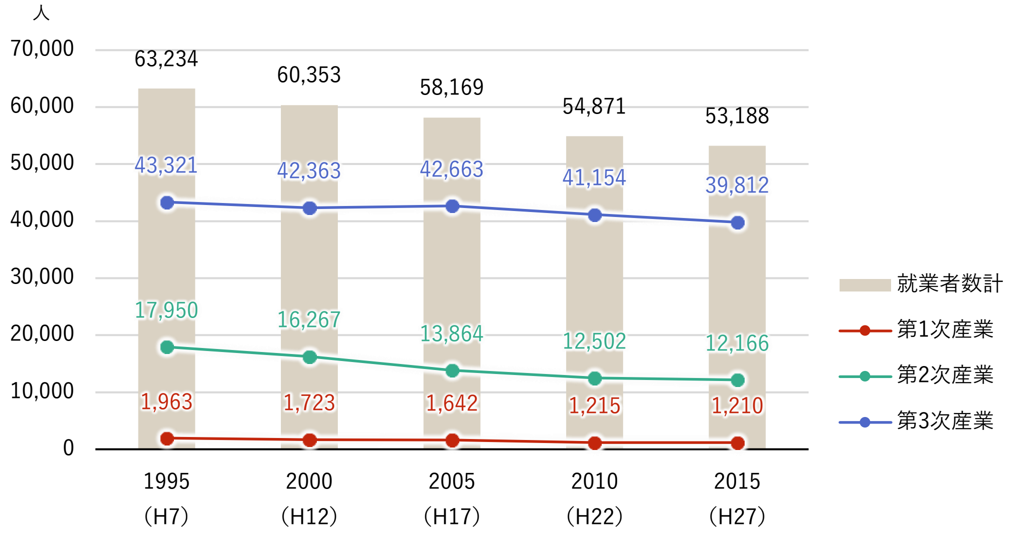

≪産業大分類別就業者数の割合≫

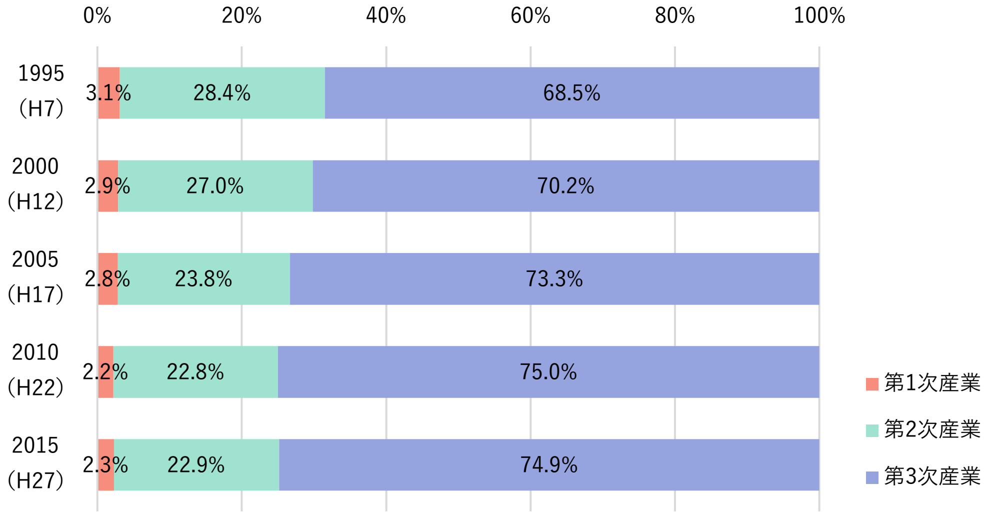

資料：国勢調査

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

（6）土地利用

本市の土地利用は、遠賀川に沿って住宅用地、商業用地、公共施設用地が広がり、その外縁部は田・畑や工業用地として利用されています。

また、市の東西には山林が広がっています。

2009(平成 21)年から 2016(平成 28)年にかけて宅地の面積が増加している一方で、田・畑、山林及び原野の面積が減少しています。

≪土地利用区分別面積比≫

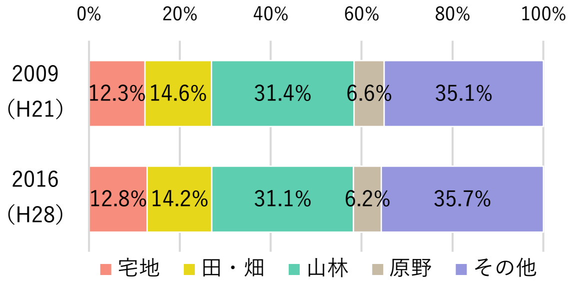

資料：統計いいづか

≪土地利用現況図(H28)≫

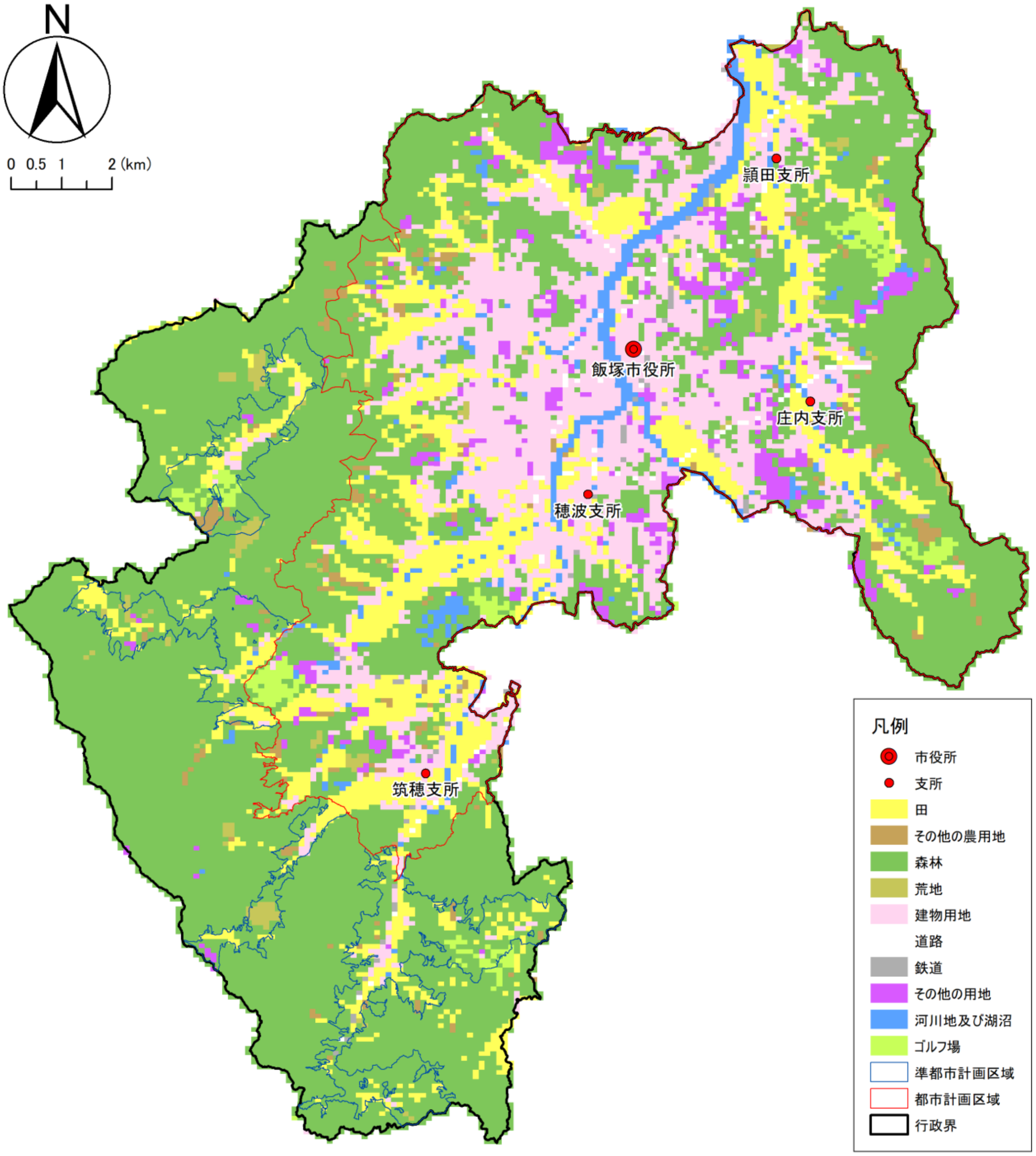

資料：国土数値情報(H28)

（7）災害発生状況

本市では、2003(平成 15)年 7 月及び 2018(平成 30)年 7 月に発生した遠賀川豪雨災害や土砂災害など、これまでに度々被害を受けてきました。また、近年の異常気象や本市の地形条件から、今後も浸水被害や土砂災害等、様々なリスクが想定されます。

このため、飯塚市地域防災計画(令和 2 年 6 月)では、水害や土砂災害、地震等の災害から市民の生命・身体を守るため、指定緊急避難場所(36 箇所)や指定避難所(64 箇所)、指定福祉避難所(27 箇所)が指定されています。

≪避難所及び既往災害の状況≫

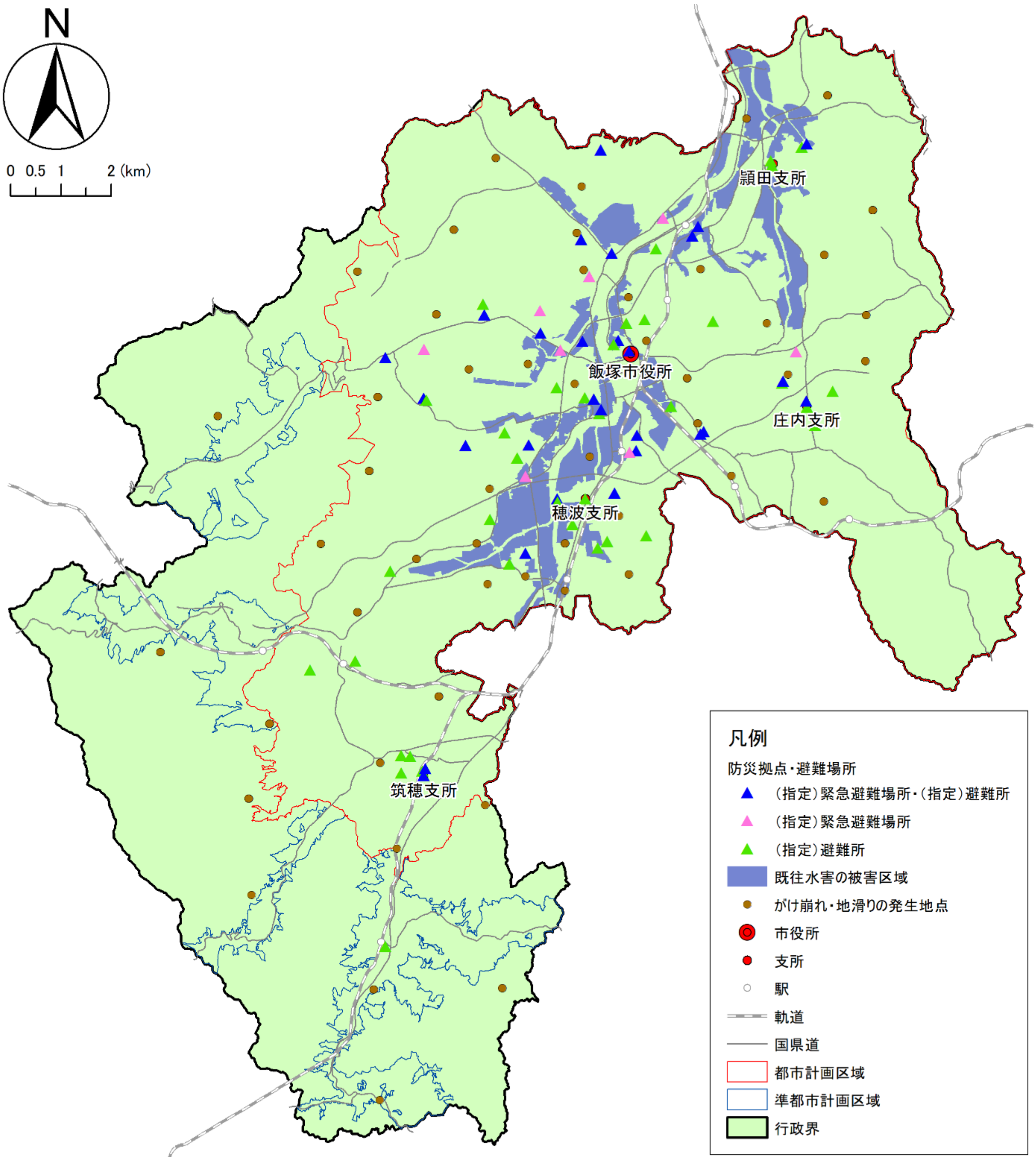

資料：飯塚市地域防災計画(R2)

（8）文化財

本市では、国指定史跡の「大分廃寺塔跡」をはじめ 20 箇所が史跡・名勝・天然記念物に指定されているほか、「嘉穂劇場」などの 8 施設が有形文化財(建造物)に指定・登録されています。また、「旧伊藤伝右衛門邸」が新たに国の重要文化財「旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)」に指定されるなど、市内には貴重な歴史・文化資源が数多く残されています。

また、歴史公園として整備されている「川島古墳(0.40ha)」や「小正西古墳(0.40ha)」、「城ノ腰ため池のオニバス(0.80ha)」は、市街地内の貴重な緑地となっています。

≪市内の文化財≫

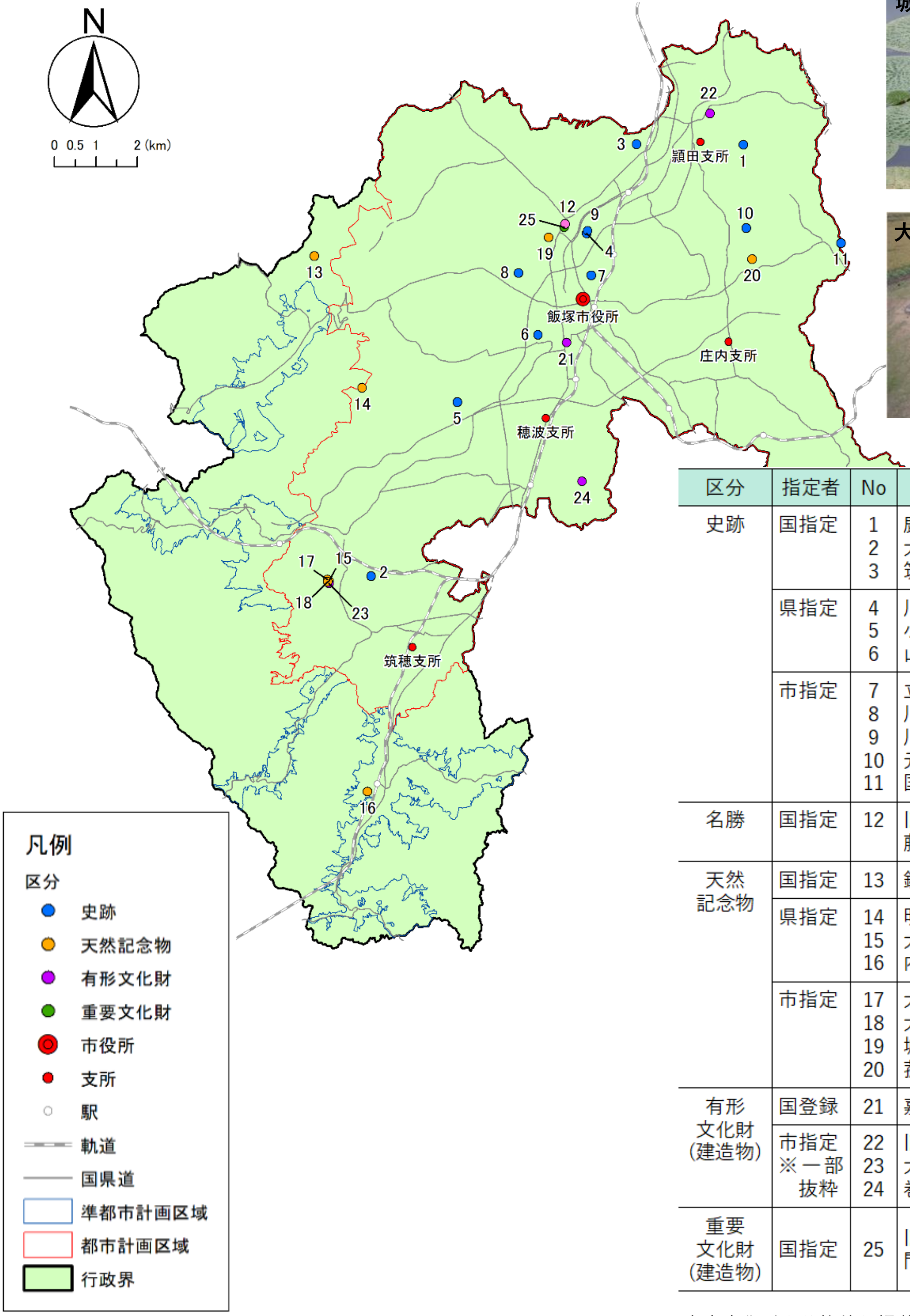

区分	指定者	No	名前
史跡	国指定	1 2 3	鹿毛馬神籠石 大分廃寺塔跡 筑豊炭田遺跡群(目尾炭坑跡)
	県指定	4 5 6	川島古墳 小正西古墳 山王山古墳
	市指定	7 8 9 10 11	立岩堀田甕棺遺跡 川津古墳 川島古墳群 元吉の殿墓 国境石
名勝	国指定	12	旧伊藤傳右エ門氏庭園(旧伊藤伝右衛門邸)
天然記念物	国指定	13	鎮西村のカツラ
	県指定	14 15 16	明星寺のボタイジュ 大分八幡の大クス 内野の大イチョウ
	市指定	17 18 19 20	大分八幡宮の大楠群（3 本） 大分八幡宮の銀杏 城ノ腰ため池のオニバス 菰池のヒメコウホネ
有形文化財(建造物)	国登録	21	嘉穂劇場
	市指定 ※一部抜粋	22 23 24	旧松喜醤油屋 大分八幡宮の惣門 巻き上げ機台座
重要文化財(建造物)	国指定	25	旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)

※市内文化財より抜粋し掲載。資料：飯塚市オープンデータ

(9) 都市計画区域等の指定状況

本市では、都市計画区域が 13,507ha(市域面積の約 63%)に、準都市計画区域が 1,919ha(市域面積の約 9%)に、用途地域が 3,053ha(市域面積の約 14%)に指定されています。また、九州工業大学地区や研究開発地区など、10 箇所（※1）に地区計画が指定されています。

≪都市計画区域等の指定状況≫

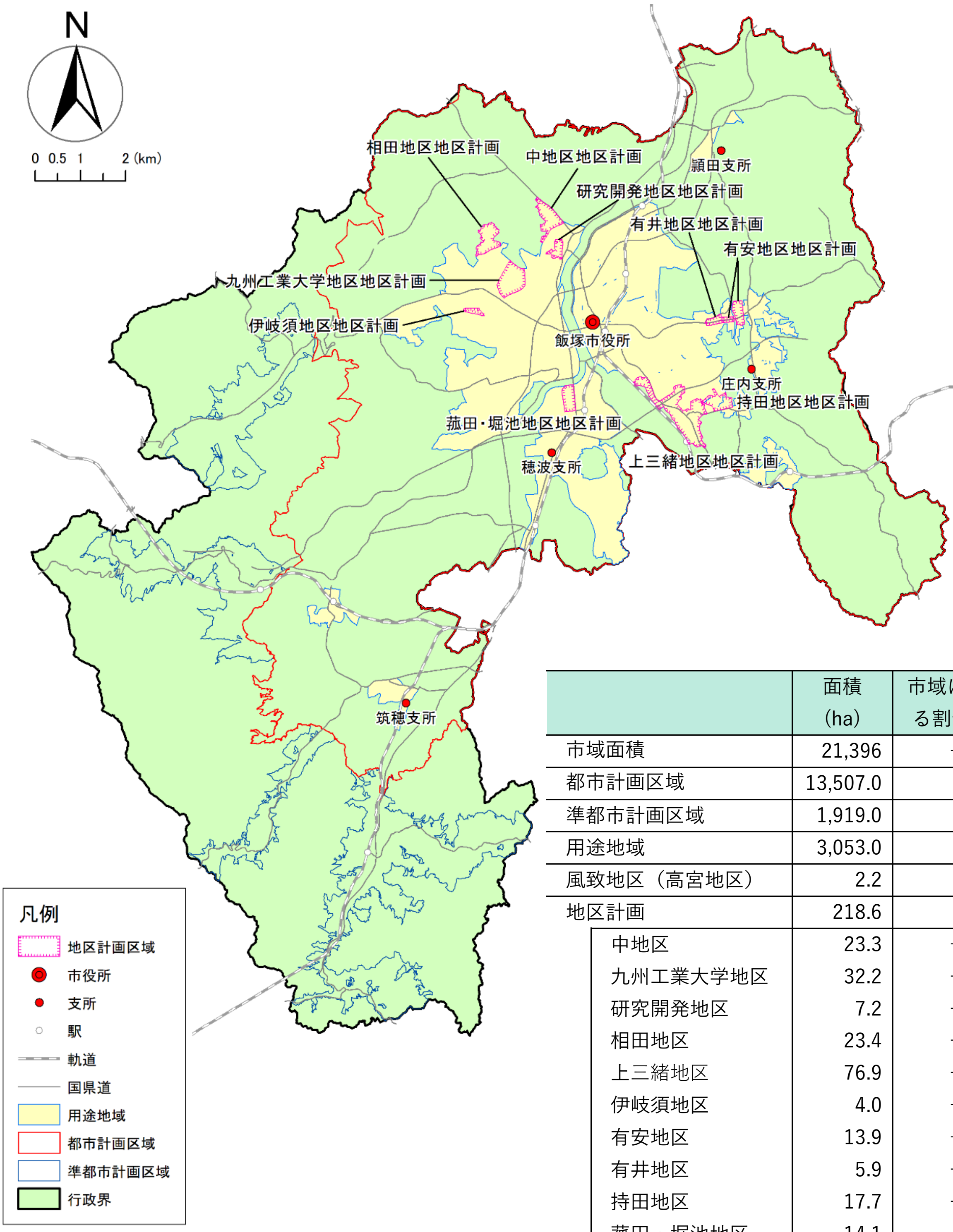

	面積 (ha)	市域に占める割合(%)
市域面積	21,396	－
都市計画区域	13,507.0	63.13
準都市計画区域	1,919.0	8.97
用途地域	3,053.0	14.27
風致地区（高宮地区）	2.2	0.01
地区計画	218.6	1.02
中地区	23.3	－
九州工業大学地区	32.2	－
研究開発地区	7.2	－
相田地区	23.4	－
上三緒地区	76.9	－
伊岐須地区	4.0	－
有安地区	13.9	－
有井地区	5.9	－
持田地区	17.7	－
菰田・堀池地区	14.1	－

出典：飯塚市 HP

※1 菰田・堀池地区地区計画については、令和 4 年度に地区計画決定の予定。

2-2-2 緑の現況

緑地は、公園や公共施設、民間施設からなる「施設緑地」、法や条例等により保護された森林や農用地等からなる「地域制緑地」、法等による保護のない緑地や住宅、民間施設の植栽等からなる「その他の緑地」の 3 つに大別されます。また、施設緑地は、「都市公園」と「都市公園以外」に区分されます。

≪緑地の分類≫

<table>
<tr><td rowspan="5">施設緑地</td><td>都市公園</td><td colspan="3">• 都市公園法で規定するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">都市公園以外</td><td rowspan="2">公共施設緑地</td><td>都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設</td><td>• 都市公園を除く公共空地(その他公園)
• 自転車歩行者専用道路
• 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園
• 公共団体が設置している市民農園
• 河川緑地
• 児童遊園
• 公共団体が設置している運動場やグラウンド　等</td></tr>
<tr><td>公共公益施設における植栽地等</td><td>• 学校の植栽地
• 下水処理場等の付属緑地
• 道路環境施設帯及び植栽帯
• その他の公共公益施設における植栽地　等</td></tr>
<tr><td>準公共的施設緑地</td><td colspan="2">• 市民緑地</td></tr>
<tr><td>民間施設緑地</td><td colspan="2">• 公開空地
• 民間団体等が設置している市民農園
• 一時開放広場
• 寺社境内地
• 民間の屋上緑化空間
• 民間の動植物園　等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域制緑地</td><td>法によるもの</td><td colspan="3">• 風致地区(都市計画法)
• 生産緑地地区(生産緑地法)
• 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法)
• 自然公園(自然公園法)
• 農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)
• 河川区域(河川法)
• 保安林区域(森林法)
• 地域森林計画対象民有林(森林法)
• 史跡･名勝･天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法)　等</td></tr>
<tr><td>協定によるもの</td><td colspan="3">• 緑地協定(都市緑地法)
• 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 等</td></tr>
<tr><td>条例等によるもの</td><td colspan="3">• 条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の緑地</td><td colspan="3">• 法や条例等で保護されていない山林・農用地
• 住宅や商業地、工業地の緑</td></tr>
</table>

資料：国土交通省都市局都市計画課/公園緑地・景観課監修「緑の基本計画ハンドブック」(令和 3 年改訂版)P71 をもとに作成

（1）施設緑地

1）施設緑地の分布状況

本市の施設緑地の多くは用途地域内に配置されており、市街地に近接する勝盛公園、旌忠公園、市民公園等の公園は、憩いの場所として親しまれています。また、用途地域外の都市計画区域には、笠城ダム公園や大将陣公園、筑豊緑地公園等の規模の大きい公園も配置されています。

≪施設緑地の分布状況≫

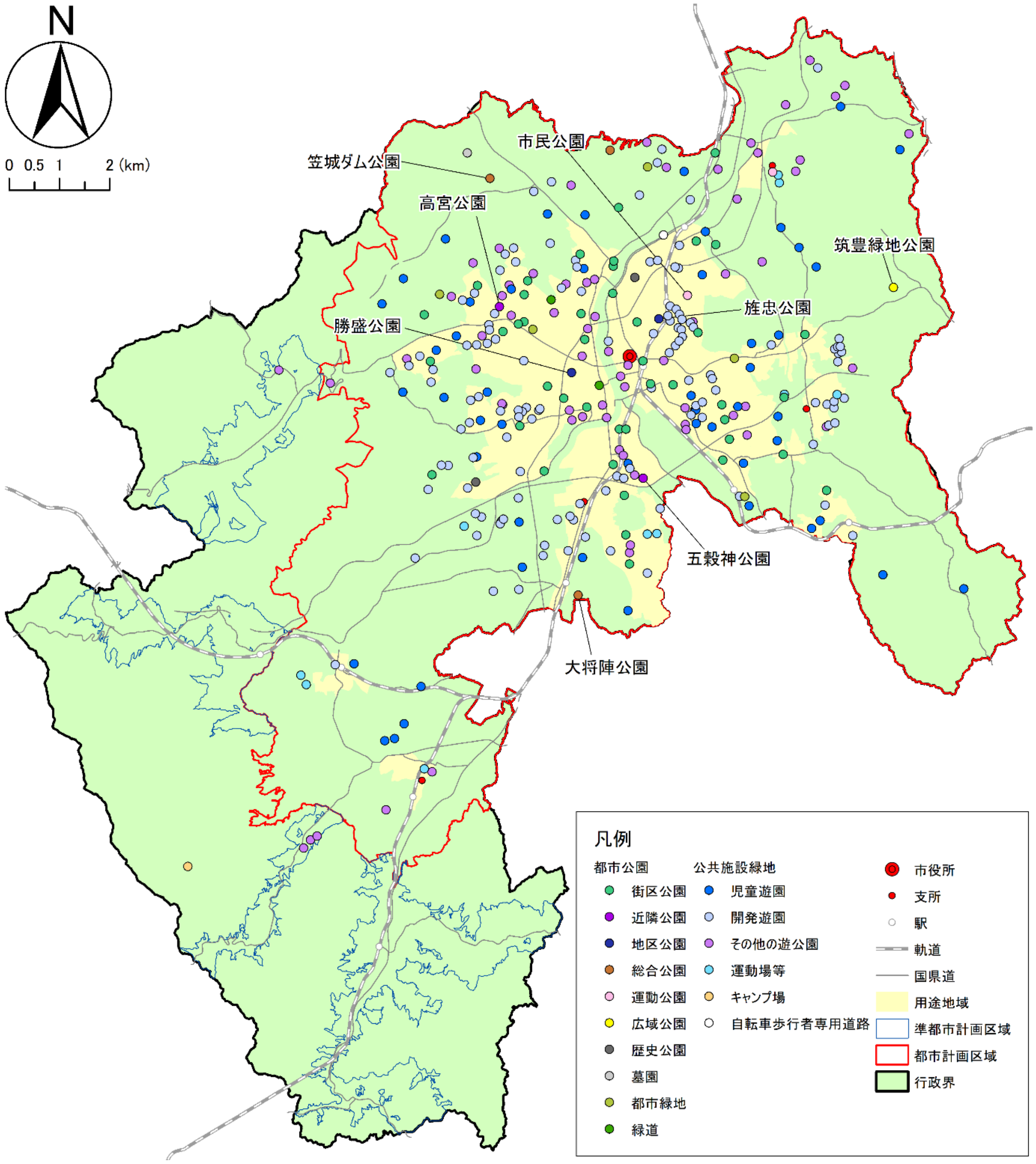

資料：都市計画基礎調査(H28)

≪主な施設緑地の状況≫

▲街区公園（有安緑地公園）

▲近隣公園（五穀神公園）

▲地区公園（勝盛公園）

▲総合公園（大将陣公園）

▲運動公園（かいた中央公園）

▲歴史公園（小正西古墳公園）

▲墓園（飯塚霊園）

▲広域公園（筑豊緑地）

▲緑道（川津緑道）

▲児童遊園（福門児童遊園）

▲開発55号遊園（津原団地内公園）

▲その他の遊公園（長尾ふれあい公園）

2）都市公園

① 都市公園の種類

都市公園は大きく分けて「住区基幹公園」、「都市基幹公園」、「大規模公園」、「緩衝緑地等」に分類され、それぞれがさらに詳細に区分されています。

都市公園の種類とその概要は次のとおりです。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、 1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために 緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注)近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1 ㎞四方(面積 100ha)の居住単位

出典：国土交通省 都市･地域整備局 公園緑地･景観課 HP

② 整備状況

本市の都市公園は 63 箇所(176.06ha)整備されています。

徒歩圏内に居住する住民の日常的な利用を目的とする住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の大部分は、飯塚地区・穂波地区の用途地域内及び用途地域周辺の住宅団地付近に配置されており、多くの公園では地元の協力によってきれいな状態に維持されています。

なお、都市公園の都市計画区域人口 1 人当たりの整備量は、13.88 ㎡/人(2019(平成 31)年 3 月 31 日現在の住民基本台帳を基に算出)であり、これは福岡県の 1 人当たり公園面積 9.0 ㎡/人(2019(平成 31)年 3 月 31 日現在)を大きく上回っており、また都市公園法の目標である 10 ㎡/人をも上回っています。

≪都市公園の整備状況≫

種類	種別	箇所数	整備面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	43	12.27
	近隣公園	2	4.20
	地区公園	2	12.10
都市基幹公園	総合公園	3	55.86
	運動公園	2	30.70
大規模公園	広域公園	1	51.00
緩衝緑地等	特殊公園（歴史公園）	2	0.82
	特殊公園（墓園）	1	6.50
	都市緑地	5	1.41
	緑道	2	1.20
計		63	176.06

資料：飯塚市公園等ストック再編計画(R3)

3）都市公園以外（公共施設緑地）

① 公共施設緑地の種類

都市公園以外は大きく分けて「児童遊園」、「開発遊園」、「その他の遊公園」などに分類され、それぞれがさらに詳細に区分されています。

都市公園以外の主な種類とその概要は次のとおりです。

種類	内容
児童遊園	飯塚市児童遊園条例に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため設置された施設。
開発遊園	開発区域面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の場合に、飯塚市開発指導要綱に基づき、開発区域内に設けられた公園又は緑地及び開発区域面積 3,000 ㎡以上の場合に都市計画法に基づき開発区域内に設置された公園、緑地又は広場。
その他の遊公園	上記のいずれにも該当しない公園、緑地又は広場。

② 整備状況

都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設としては、公共施設緑地が 242 箇所(67.23ha)整備されており、児童遊園(50 箇所)や開発遊園(125 箇所)、その他の遊公園(67 箇所)に加え、運動場等(10 箇所)やキャンプ場(1 箇所)、自転車歩行者専用道路(1 箇所)が立地しています。

≪都市公園以外の整備状況≫

種類	種別	箇所数	整備面積（ha）
公共施設緑地	児童遊園	50	5.41
	開発遊園	125	5.85
	その他の遊公園	67	55.97
	運動場等	10	13.41
	キャンプ場	1	10.77
	自転車歩行者専用道路	1	2.50
	合計	254	93.91

資料：飯塚市公園等ストック再編計画(R3)

③ その他の公共施設緑地の様子

駅前や遠賀川中の島、飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)等、人々が多く集まる拠点施設では、飯塚市花いっぱい推進協議会による植栽や芝による緑化が行われています。

▲中の島

▲飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)

（2）地域制緑地

本市には、緑地の無秩序な開発を規制するため、都市計画法や自然公園法等の法律に基づく様々な緑地保護のための制度が指定されています。

市街地内には、都市計画法に基づく、都市の良好な自然的景観を維持するための風致地区が 1 箇所(第三種風致地区 高宮公園敷地)、文化財保護法に基づく史跡や天然記念物が 3 箇所指定されているほか、長期にわたり農業上の利用を確保すべき農用地区域が指定されています。

また、山林の一部には、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健・休養等に役立てるための自然公園として太宰府県立自然公園が指定されているほか、森林法に基づく森林の整備・保全を目的とする保安林・地域森林計画対象民有林が指定されています。

≪地域制緑地≫

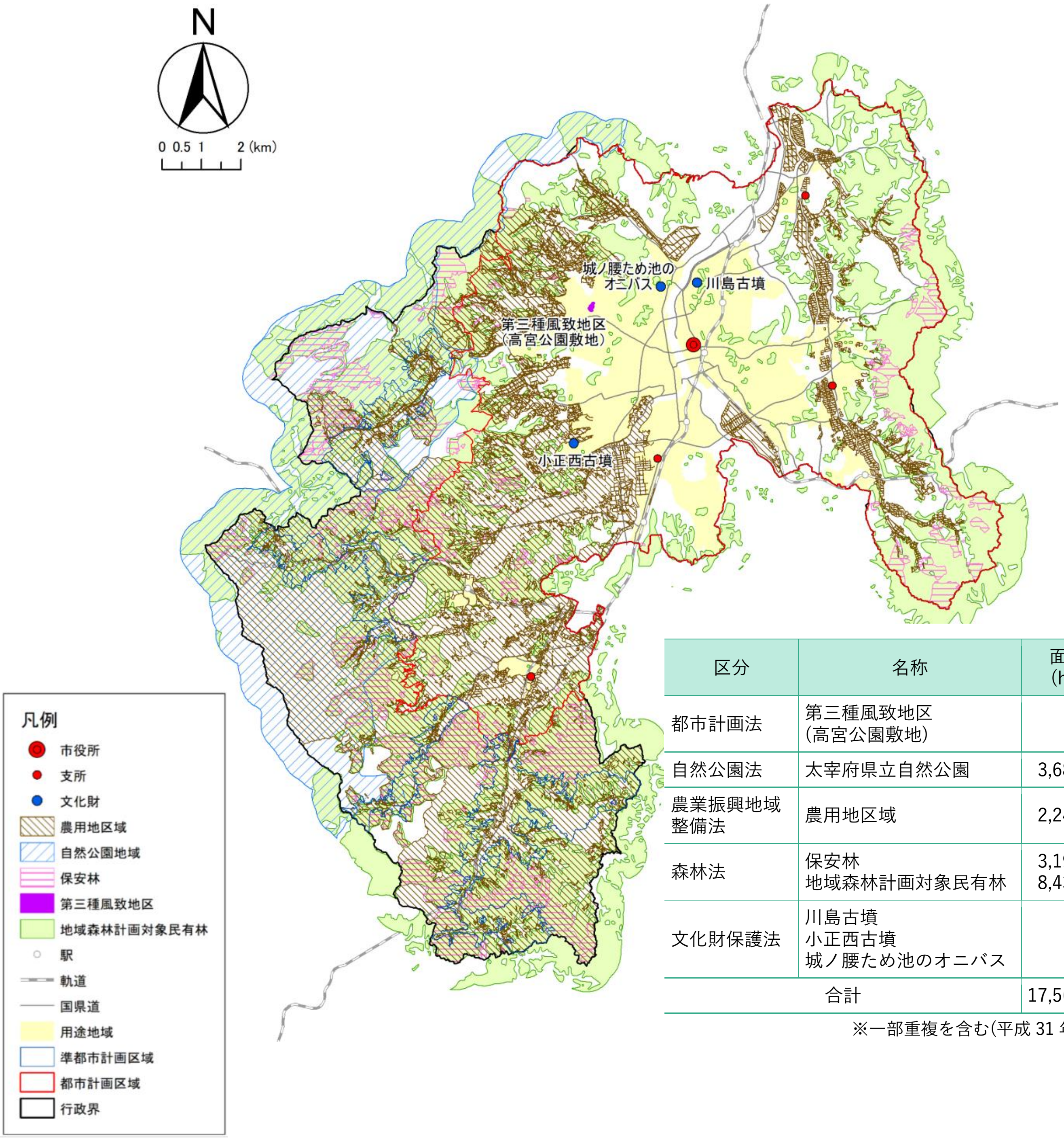

区分	名称	面積(ha)
都市計画法	第三種風致地区 (高宮公園敷地)	2.20
自然公園法	太宰府県立自然公園	3,683.00
農業振興地域整備法	農用地区域	2,248.30
森林法	保安林 地域森林計画対象民有林	3,199.03 8,434.76
文化財保護法	川島古墳 小正西古墳 城ノ腰ため池のオニバス	0.40 0.40 0.80
合計		17,568.89

※一部重複を含む(平成 31 年現在)

（3）その他の緑地

その他の緑地には、法や条例等で保護されていない山林・農用地のほか、住宅や商業地、工業地の緑が該当します。

近年民間開発された住宅団地では、団地の協定により豊かな生け垣を持つ団地もあり、また、中心市街地内の民間分譲マンションでも玄関周りの緑化がみられるものもあるなど、住宅の緑が市街地における貴重な緑の供給源になっています。

▲戸建て住宅団地の生垣

▲分譲マンション入口の緑化

▲集落地の生垣

2-3　緑に関する市民意向

本市では、緑に関する市民意向を計画に反映し、市民ニーズに沿った緑の取組を推進するため、18 才以上の 2,000 人を対象にアンケート調査を行いました。また、高校生が持つ飯塚市のイメージや将来像を把握するため、市内 3 つの県立高校の生徒 481 人を対象に高校生アンケートを実施しました。

以下では、アンケート結果の概要について整理を行います。

2-3-1　市民アンケート調査

2-3-1-1　調査概要

市民アンケート調査の概要は、次のとおりです。

配布対象	飯塚市民(満 18 歳以上)2,000 人(住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
回収票数	678 票(回収率 34%)
調査期間	2019(令和元)年 11 月 19 日(火)～2019(令和元)年 12 月 31 日(火)

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

2-3-1-2　調査結果

(1) 生活環境に関する満足度と重要度

満足度に関しては、「豊かな自然」や「騒音や日照など快適な居住環境」に関する満足度が高い一方、「公園・広場などの憩いの場」に関する満足度が「働く場所の豊富さ」、「交通の便利さ」に次いで低くなっています。

重要度に関しては、「防犯・防災」、「交通の便利さ」、「買い物や通院の便利さ」といった項目の重要度が高い一方、「豊かな自然」や「美しい景観やまち並み」、「公園・広場などの憩いの場」などの緑に関する項目が低くなっています。

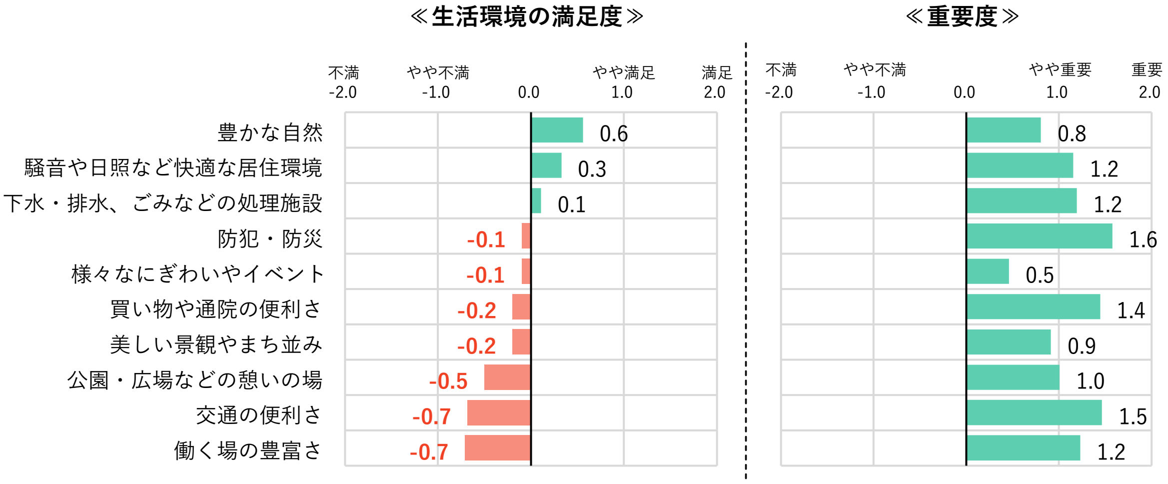

※満足度は、満足：2 点、やや満足：1 点、やや不満：-1 点、不満：-2 点とし、
重要度は、重要：2 点、やや重要：1 点、やや不要：-1 点、不要：-2 点として、各点に構成比を掛けた合計点を算出した。

(2) お住まいの地区の将来像 (2 つまで)

「商業施設が充実するまち」(46.3%)に次いで、「医療、福祉、健康づくりなどが充実したまち」(43.5%)、「防災や防犯などが充実したまち」(31.0%)、「子育てや教育が充実したまち」(22.9%)、「道路、公園などが充実するまち」(21.1%)など、緑の機能に関連する項目が上位を占めています。

≪お住まいの地区の将来像≫

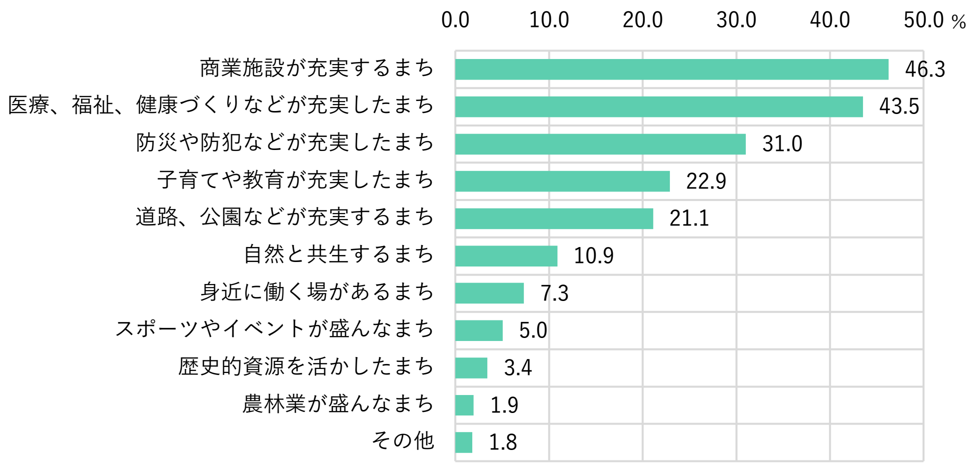

(3) 道路整備での重点的取組 (2 つまで)

「高齢者や障がい者等にもやさしい道路の整備」(50.2%)を望む声が最も多く、以下、「狭あい道路解消等の身近な道路の整備」(37.7%)、「交通渋滞・混雑を解消するための整備」(33.8%)が続いています。なお、年代別にみると、「高齢者や障がい者等にもやさしい道路の整備」が 10 代、50 代、60 代、70 代で第 1 位となっています。

≪道路整備での重点的取組≫

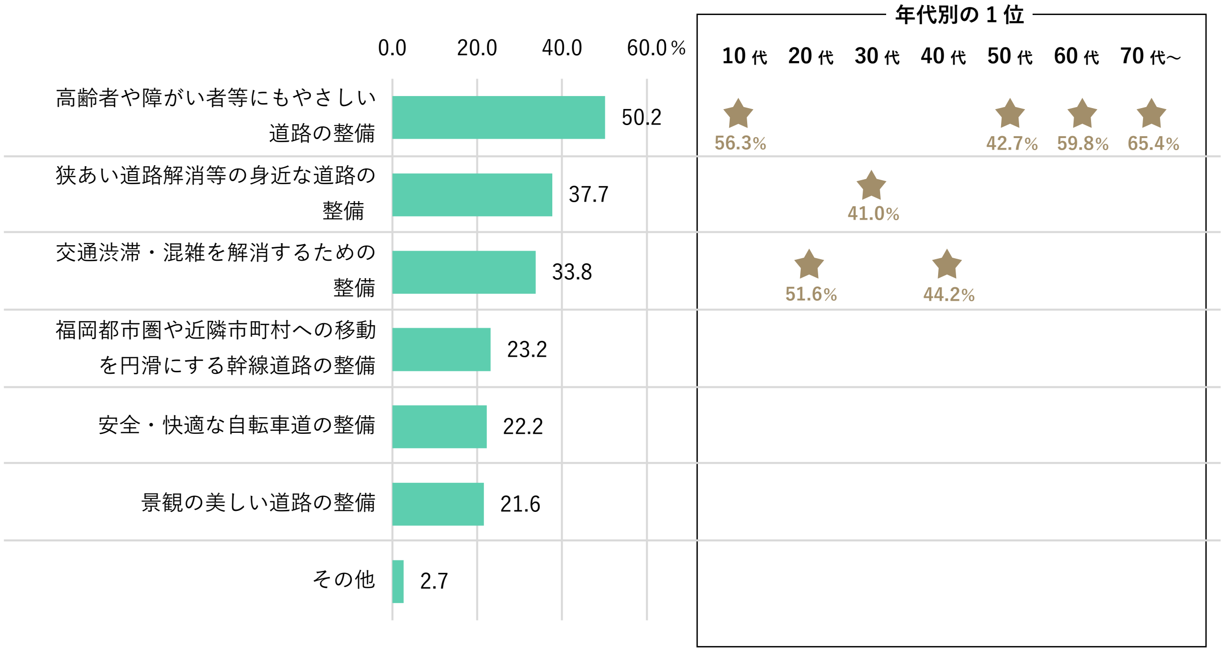

(4) 公園の数及び質に関する満足度

公園の数では、「満足」、「概ね満足」の割合が 24.5%であり、「不満」、「やや不満」の割合 20.8%を上回っています。

一方、公園の質に関しては、「満足」、「概ね満足」の割合が 12.7%であり、「不満」、「やや不満」の割合 45.8%を大きく下回っています。

≪公園の数に関する満足度≫

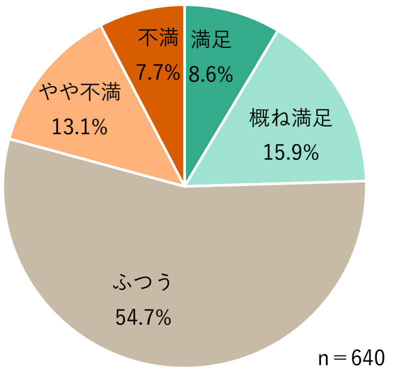

≪公園の質に関する満足度≫

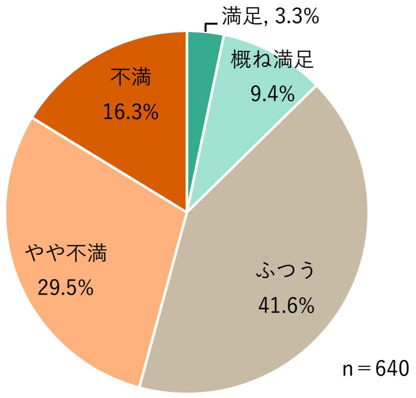

(5) 公園に行く頻度

月に 1 回以上公園に行く方の割合は全体の 24.0%に留まり、約 4 分の 3 の方は年に数回か、もしくは全く利用しないという状況になっています。

≪公園に行く頻度≫

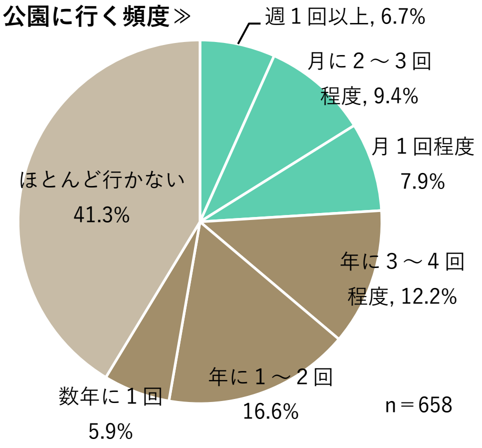

(6) 公園の優先的な取組

「あまり利用されていない公園・広場の再編・統廃合」を望む声が 33.7%と最も多い他、「既存公園・広場のリニューアル・機能改善推進」(24.1%)や、「既存の公園や広場の維持管理・活用」(21.9%)を望む声も多くなっています。

「住民の声を反映させた新しい公園の整備」を望む声は 16.5%と少なくなっています。

≪公園の優先的な取組≫

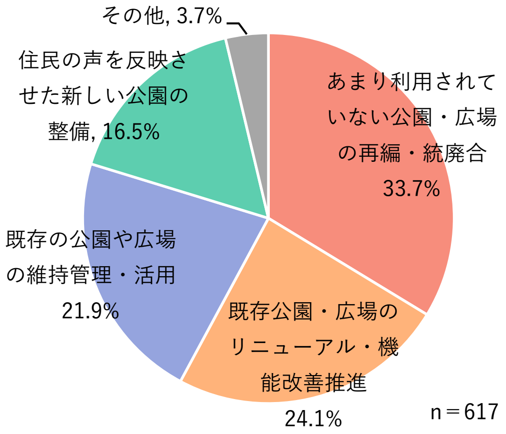

（7）整備または充実させて欲しい公園・緑地（2 つまで）

「災害時避難場所にもなる公園」(44.6%)を望む声が最も多く、以下「子ども達が遊具を容易に利用できる公園」(41.9%)、「広場や樹木の多い緑地公園」(25.7%)が続いています。

また「花や緑が植えられた小広場」(18.2%)を望む声も、これらに次いで多くなっています。

≪整備または充実させて欲しい公園・緑地≫

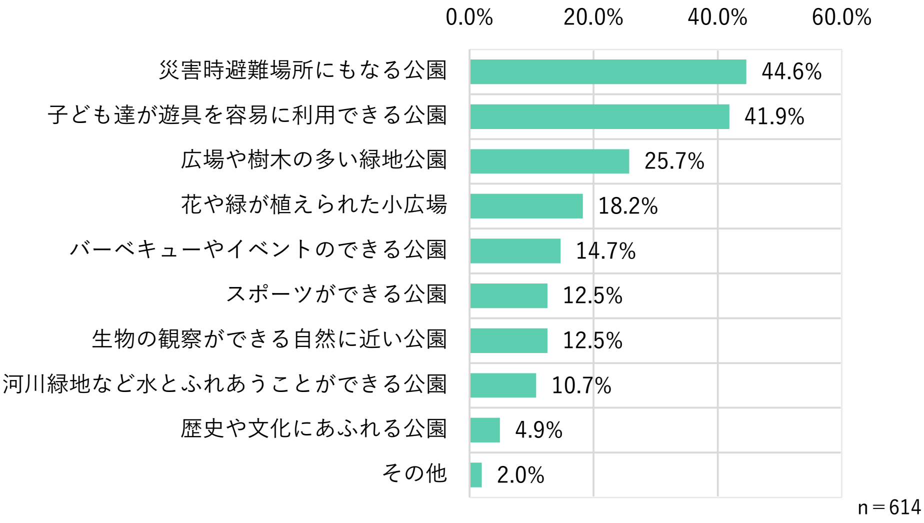

（8）良好な景観形成や保全のための重要な取組（2 つまで）

「自然的景観を大切にする」を望む声が 65.1%と最も多く、「歴史的景観を大切にする」(42.4%)がこれに続いています。

一方で、「住宅地の景観向上を行う」は、14.5%と少なくなっています。

≪良好な景観形成や保全のための重要な取組≫

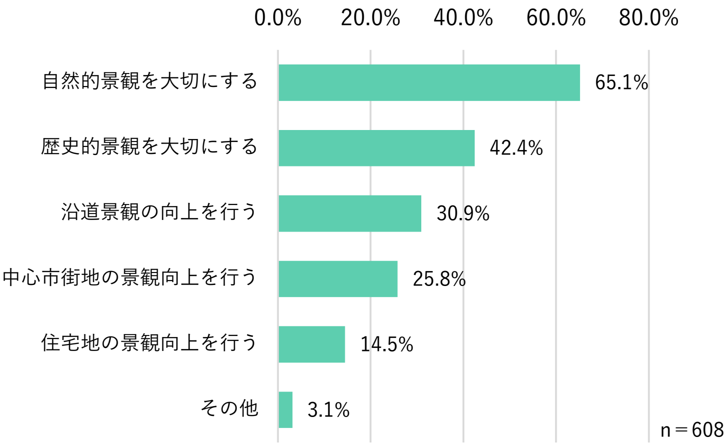

(9) 地域の取組に対する必要な行政の支援（2つまで）

「まちづくり活動、ボランティア活動への財政的支援」を望む声が 38.3%と最も多く、以下、「まちづくり情報の提供」(31.5%)、「仲間が集う機会・場所の提供」(26.6%)が続いています。

また、「専門家やアドバイザーの派遣」を望む声も 22.9%とこれらに次いで多くなっています。

≪地域の取組に対する必要な行政の支援≫

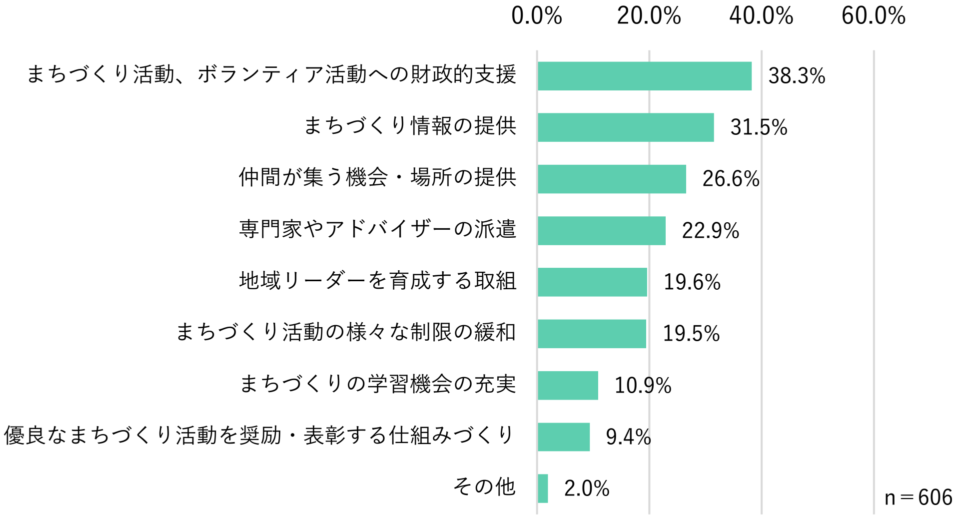

(10) 協働のまちづくり活動への参加意向

「関心がない」と回答した方は全体の 11.2%に留まっています。

「既にまちづくり活動に参加している」、「積極的に参加していきたい」は合計で 9.0%に留まるものの、「時間に余裕があれば参加したい」(33.6%)、「気の合う仲間と一緒なら参加する」(21.0%)などのように、一定の条件が整えば多くの方が協働のまちづくり活動への参加を希望しています。

≪協働のまちづくり活動への参加意向≫

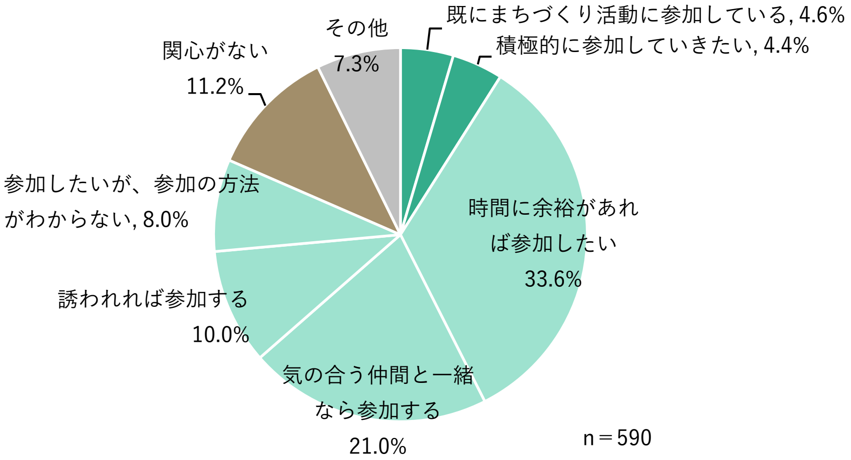

2-3-2　高校生アンケート調査

2-3-2-1　調査概要

高校生アンケート調査の概要は、次のとおりです。

配布対象	飯塚市内の 3 高等学校 ※通学区域が飯塚市及びその周辺に限られている県立高校のうち、現代社会(公民)を受講している学生から抽出
調査方法	教室内で配布し、記入後、教職員が解答用紙を回収
回収票数	481 票
調査期間	2019(令和元)年 11 月 25 日(月)～2019(令和元)年 12 月 13 日(金)

2-3-2-2　調査結果

(1) 飯塚市の良いところ

全体では、「自然が豊かである」が 47.0%と最も多く、以下「日常の買物が便利」(32.3%)、「祭りや伝統芸能が受け継がれている」(27.3%)が続いています。

「自然が豊かである」や「祭りや伝統芸能が受け継がれている」、「歴史があり、文化財なども多い」については、市外居住者の割合が市内居住者の割合を大きく下回っていることから、市外の方への PR が必要です。

≪飯塚市の良いところ≫

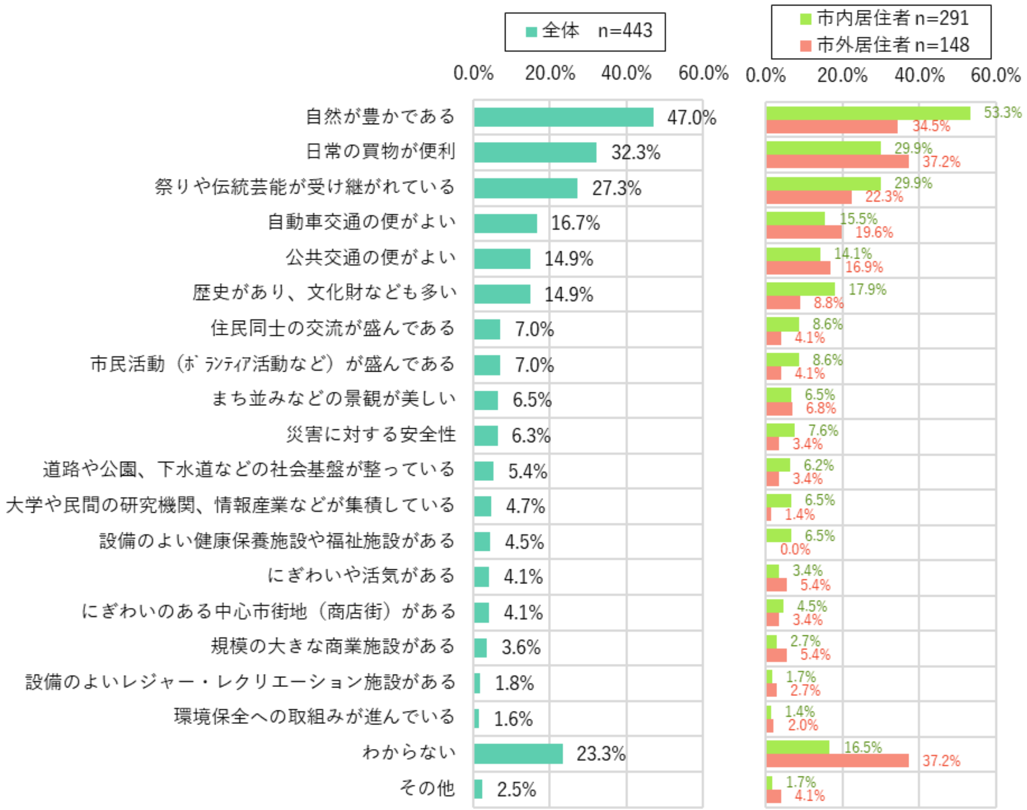

（2）飯塚市の将来像

望ましい飯塚市の将来像に関する自由回答をもとに、キーワードで再整理を行った結果が下図になります。

その結果「にぎわいや活気がある・商業施設が充実している」を望む声が 136 名と最も多く、以下「映画館など娯楽・レクリエーション施設が充実している」(116 名)、「道路が整備されている・公共交通の便が良い」(104 名)という順となり、商業施設やレクリエーション施設が充実した利便性の高いまちを望む声が多くなっています。

一方、「環境に優しい・緑が豊か・きれい」(83 名)、「子育て支援が充実している・子どもが遊べる公園がある」(63 名)といった緑に関する意見も多く挙がっています。

≪飯塚市の将来像≫

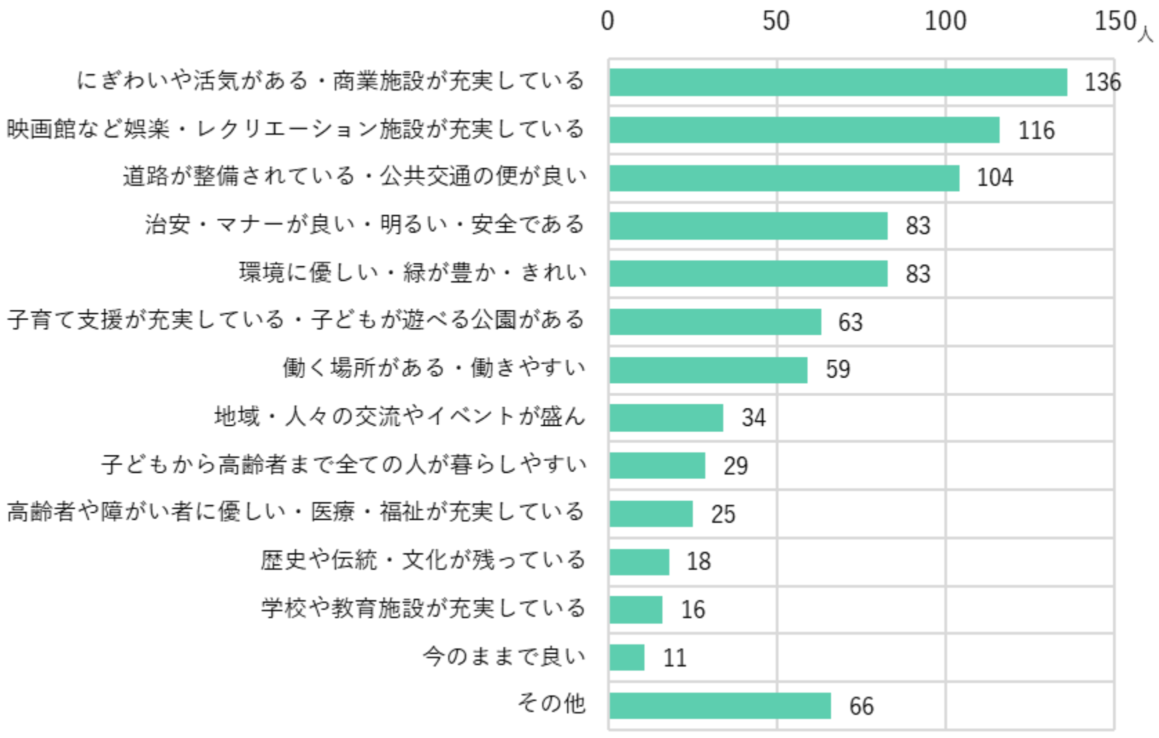

2-4 緑を取り巻く社会情勢の変化

地球温暖化の進行

- 地球温暖化の進行とそれに伴う気象現象や社会環境の変化を背景に、温室効果ガスである二酸化炭素(CO_2)削減を図る「脱炭素社会」に向けた取組が進められ、CO_2吸収源となる緑への注目が高まっています。

生物多様性保全に対する意識の高まり

- 絶滅の危機に瀕する生物種の増加や、生き物の生息・生育環境の減少を背景に、2008(平成 20)年に生物多様性基本法が制定され、2011(平成 23)年には生物多様性確保の視点から都市緑地法運用指針の改正が行われました。
- また、2018(平成 30)年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定され、エコロジカルネットワークの形成による生物多様性保全に向けた取組が期待されています。

景観意識の高まり

- 社会の成熟とともに量を追い求める時代から質が問われる時代に転換する中、2003(平成 15)年の「美しい国づくり政策大綱」の制定や 2004(平成 16)年の「景観緑三法」の制定を経て、景観や緑に対する意識が高まりを見せています。

健康意識の高まり

- 健康寿命増進や健康維持に関心を持つ人が増加しており、河川敷や公園を散歩・ジョギングする人やフィットネスクラブの利用者が増加しているように、運動に対するニーズが増加しています。

災害リスクの増大

- 近年、東日本大震災、熊本地震などの巨大地震の発生や、度重なる集中豪雨に伴う洪水・土砂災害の発生など、災害リスクが増大しており、市民の防災意識も高まりを見せています。

少子高齢化に伴う維持管理者の減少

- 全国的に進行している人口減少・少子高齢化に伴い、農地や山林、地域の公園等を維持管理してきた方の担い手が不足し、増加する耕作放棄地や荒廃する山林、雑草が生い茂り利用しにくくなった公園等への対策が求められます。

財政制約の高まり

- 人口減少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、さらに公共施設の維持更新コストの増大等により、今後ますます財政的な制約が高まることが予想されるため、経営的な視点から、効率的・効果的な施策展開が求められます。

緑に関する社会意識の高まり

- 緑に関する社会意識の高まりや、企業などの環境配慮や社会的責任(CSR)意識の高まりから、市民団体や NPO 法人、企業などによる緑地保全・緑化活動が活発化しています。

河川敷地占用許可準則の改正

- 河川敷をにぎわいある水辺空間として積極的に活用するため、2011(平成 23)年に河川敷地占用許可準則が改正され、河川空間における民間事業者のイベントやオープンカフェ等の運営が可能となりました。

にぎわい創出に向けた道路空間利用への期待の高まり

- 近年、地域のにぎわい創出のためのイベントの場やオープンカフェとしての活用など、道路空間活用への期待の高まりを背景に、国土交通省道路局は 2016(平成 28)年 3 月に「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン-改定版-」を策定しました。

都市公園法等の改正

- 民間活動を最大限活用して公園・緑地、オープンスペース、農地などの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを推進するため、2017(平成 29)年 5 月、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法などの改正が行われました。
- なお、法改正の主な内容は、次のとおりです。

都市公園の再生・活性化

都市公園法

- 都市公園で保育所等の設置を可能に
- 民間事業者による公共還元型の収益施設(カフェ・レストラン等)の設置管理制度の創設
- 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸(10 年→30 年)

緑地・広場の創出

都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の充実

都市農地の保全・活用

生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

子育て環境に対するニーズの高まり

- 仕事優先からワークライフバランス重視へと社会の趨勢が変化する中、特に若い世代においては男性の育児参加が重要であるという考えが浸透し、「イクメン」の言葉も広く使われるようになっています。
- こうした中、公園や川原等の自然地では、お母さんだけでなくお父さんと遊ぶ子ども達の姿もよく見かけるようになり、安心して子育てや自然教育を行える環境に対するニーズが高まっています。

SDGs への取組の推進

- 2015(平成 27)年 9 月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標が定められました。
- 世界中の国々が行う活動において SDGs への取組が求められており、本計画においても SDGs に沿った取組を推進することが期待されています。

■持続可能な開発目標（SDG s）

2-5　緑の課題

ここでは、これまでに行った「上位・関連計画」、「緑の現況」、「緑に関する市民意向」、「緑を取り巻く社会情勢の変化」に関する整理結果を踏まえ、本市における緑の課題を整理します。

なお、課題の整理に際しては、P.3 で示した 7 つの緑の機能に「維持管理・運営」を加えた 8 つの視点から整理を行いました。

課題整理の視点

① 環境保全	⑤ 健幸増進
② 生物多様性保全	⑥ 子育て・教育
③ まち並み形成	⑦ 防災・減災
④ にぎわい創出	⑧ 維持管理・運営

2-5-1　環境保全

無秩序な開発を抑止し本市の豊かな自然を保全するため、市域には都市計画区域や準都市計画区域、用途地域が指定されているほか、山林の一部は自然公園や保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

また、市民意向調査結果では生活環境に関する各項目の中で「豊かな自然」に関する満足度が最も高くなっています。また高校生に対するアンケート調査結果でも飯塚市のイメージとして「自然が豊か」が最も多く、本市の望ましい将来像についても「環境にやさしいまち、緑が豊かなまち」を挙げる声が多くなっています。

しかし一方、近年の土地利用では田畑や森林の面積は微減傾向にあります。

このため、地球温暖化の進行を背景とした「脱炭素社会」実現に向けた社会の動きとも歩調を合わせ、市域の森林・河川等の自然環境や農地を後世にわたり保全していくことが重要です。

2-5-2　生物多様性保全

絶滅の危機に瀕する生物の増加や生き物の生息・生育環境の減少を背景に、2008(平成 20)年には「生物多様性基本法」が制定されました。また、2018(平成 30)年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定され、エコロジカルネットワークの形成による生物多様性保全に向けた取組が望まれています。

本市には森林や河川などの豊かな自然が残り、また市街地と山地の間には農用地が広がり、生物が住みやすい環境が比較的保全されてはいるものの、森林や農地の面積は減少傾向にあり、生物の生息・生育環境が少しずつ失われている状況にあります。

このため、環境保全と合わせて、生物多様性保全の観点から、動植物にやさしい環境づくりに取り組むことが重要となっています。

2-5-3　まち並み形成

本市には、遠賀川やボタ山などの豊かな自然景観や田園風景が広がるほか、嘉穂劇場や旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)などの歴史情緒ある文化財、国・県・市指定の史跡や天然記念物が点在し、居住地と自然、歴史が溶け合った心地よい居住空間が形成されています。

また、市民意向調査においても、景観に関する取組について、「自然的景観を大切にする」と「歴史的景観を大切にする」が上位 2 位を占めているように、多くの方が自然景観や歴史景観の重要性を認識しています。

しかし一方で市街地に目を転じると、道路や住宅、公園、公共施設などにたくさんの緑がみられる地域もある一方で、玄関口となる新飯塚駅周辺や中心市街地において、緑の少ない地域もみられます。

このため、既存の緑の保全・活用を図るとともに、市街地部における緑の形成を促し、人と歴史と緑が共生する豊かで心地よいまち並み形成を図ることが重要です。

2-5-4　にぎわい創出

すでに人口減少局面を迎えた本市において、人々の交流を促進し、にぎわい拠点を生み出していくことは非常に重要な課題であり、近年にぎわいの創出に向けた緑の活用が注目されています。たとえば、近年の法や規則等の改正によって、生産緑地地区内での直売所や農家レストラン経営、河川空間におけるイベント等、にぎわい創出に向けた道路空間の活用などが可能になりました。

しかし一方、こうした新しい取組はまだ始まったばかりであり、仕組みや方法も定まっていないため、本市においても十分な活用がなされていない状況にあります。

そこで、このような新たな制度を活用し、緑のにぎわい創出機能を十分に発揮するため、積極的な取組の推進や市民へのＰＲが必要となっています。

2-5-5　健幸増進

近年、健康や健康寿命に関する意識が高まりを見せており、市民アンケート調査においても重点的に取り組むべき道路整備として「広い歩道や段差の解消など、高齢者や障がい者等にも利用しやすい道路の整備」を望む声が最も多いように、老後の健康不安やいつまでも自分の足で歩いて生活することへのニーズが高くなっています。

また、ストレス社会といわれる近年において、緑の中で遊び、運動し、リラックスすることは、大人にとっても子どもにとっても健全な心身を保ち、健やかに成長する上で非常に重要なことです。

このため、緑の持つ主要な機能の 1 つである健康・福祉増進の視点から、市域の緑の積極的な活用を図り、市民の健全な心と体づくりに役立てていくことが重要です。

2-5-6　子育て・教育

少子化が進行する近年、子育てしやすい環境づくりにおいても、また親子が安心して自然とふれあえる環境づくりにおいても、緑に対するニーズは高まりを見せています。

また、整備・充実させてほしい公園・緑地として「子ども達が遊具を容易に利用できる公園」を望む声が多く挙がっているように、日常の子育て・教育の中で緑を活用することが望まれています。

このため、子ども達が安心して遊び、自然の中で学ぶことができる緑の整備が重要です。

2-5-7　防災・減災

2003(平成 15)年 7 月や 2018(平成 30)年 7 月の豪雨災害など、遠賀川や支川の氾濫、内水氾濫によりこれまでに度々水害に見舞われてきた本市においては、国内における近年の巨大地震の頻発とも相まって、防災に対する意識が高まりをみせています。

市民意向調査においても、取組の重要度として「防犯・防災」が第 1 位に挙げられているほか、整備・充実させてほしい公園・緑地として「防災機能を備えた公園」を挙げる声が最も多くなっています。

緑の防災機能は、避難所としての公園の活用のみでなく、防災活動拠点としてのオープンスペースの活用、延焼防止帯としての道路の活用など多岐にわたることから、多様な防災・減災機能を踏まえた緑の防災まちづくりが必要とされています。

2-5-8　維持管理・運営

緑は、環境や景観、健康・福祉、子育て、防災など、多様な機能を有しており、我々の生活にとってなくてはならないものですが、施設の老朽化に伴う更新費用の増大、維持管理不足による公園の質の低下や田畑・山林の荒廃、少子高齢化に伴う公園・緑地の利用者減少など、維持管理・運営面において多くの課題を有しています。

また、市民意向調査において「豊かな自然」、「美しい景観やまち並み」、「公園や広場などの憩いの場」等の重要度が低いように、緑を積極的に維持・活用していくというところまでは緑に関する意識の高まりは十分ではないように見られます。

しかし一方、市民団体や企業による緑の保全・緑化活動が行われ、市民意向調査においても「時間があれば」、「気の合う仲間と一緒なら」といった一定の条件が整えば、多くの方が協働のまちづくりへの参加を希望しています。

さらに近年、都市公園の再生・活性化を図るために都市公園法が改正され、都市公園での保育所やカフェ・レストラン等の運営が可能になるなど、制度面でも都市公園の積極的な活用に道が開かれました。

このため、今後さらに厳しさを増すことが想定される財政制約の下、これまでの量を求める政策から質を高める政策への転換を図るとともに、民間との協働や緑の活用促進を図り、持続可能で市民ニーズに合った緑の維持管理・運営を行うことが重要です。